

佐倉市立西志津小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
佐倉市立西志津小学校

1 はじめに

学校は安心・安全な学校運営を基盤に、児童一人一人の良さを大切に、児童が生き生きと学べる場でなくてはなりません。本校は「思いやりのところをもち、互いに学びあうたくましい児童の育成」の学校教育目標のもと、児童・教職員・保護者が互いに信頼と誇りのもてる学校、歌声、読書、体力づくりを大切にする活気に満ちた学校、明るくあいさつがとびかう笑顔いっぱいの学校を目指し、教職員一同、教育にあたっています。

しかし、学校もひとつの社会であり、様々な教育活動を行う過程の中で課題が発生する場合があります。その大きな課題のひとつに、いじめがあります。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。この学校における最重要課題のひとつであるいじめを根絶するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

そこで、本校ではいじめ防止対策推進法に基づき佐倉市教育委員会からの指導を受け、組織としての、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめが起きた場合の対応の在り方を示す『佐倉市立西志津小学校いじめ防止基本方針』を策定いたしました。この方針の基本的な考え方は、教職員を始め、保護者・地域の方々とともに「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との危機意識をもちながら、すべての児童を対象とした、いじめ防止対策が必要であること。児童がいじめを行わず、また児童をいじめから救うためには、学校教育を通じて関わる全員が、「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」との強い共通認識を持つこと。さらに、いじめを発見し解決するためには、学校だけでなく家庭・地域社会との連携が必要不可欠であるということです。

そして、学校を含めた地域社会全体が課題意識を持って、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、いじめに対峙することが大切です。いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

佐倉市立西志津小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守すると共に、この『佐倉市立西志津小学校いじめ防止基本方針』をいじめ防止について活用を図り、学校、保護者、地域が一体となって連携し、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。本校に関わるすべての方々の温かいご理解・ご協力をお願いいたします。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯電話やインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

【物理的いじめ型】・・・経済的・身体的な被害を与える行為

- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される等の行為。）
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）

【物理的ふざけ型】・・・物理的行動によって恥をかくことを楽しむ行為

- ・着ている物をぬがす。
- ・顔にいたずらがきをする。

【心理的いじめ型】・・・仲間はずれの行為

- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなどいやなことを言われる、いやがらせの手紙等。）
- ・無視

【心理的ふざけ型】・・・相手の困っている姿を見て楽しむ行為

- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・物を取り上げたり、物をかくしたりする。

【ネット型いじめ】

- ・携帯電話やパソコン等のＩＣＴ機器によるインターネットを利用したメールやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）などを使い、悪口を書いたり、画像や個人情報などを無断で掲載したりする。

The diagram illustrates the organizational structure for supporting students with mental health issues, categorized into three levels:

- ① (Top Level):** Includes the **研究主任** (Research Director) and the **教務主任** (Academic Affairs Director).
- ② (Middle Level):** Includes the **学年主任** (Grade Level Director), the **教育相談担当** (Mental Health Consultation Officer), and the **学年生徒指導担当** (Grade Level Student Guidance Officer).
- ③ (Bottom Level):** Includes the **校長** (Principal), the **教頭** (Assistant Principal), the **生徒指導主任** (Student Guidance Director), the **養護教諭** (Nurse/Health Teacher), and the **当該学級担任** (Classroom Teacher).

External organizations and groups are also shown:

- 学年会** (Grade Level Association) is connected to the **学年主任**.
- 当該学年心の教育相談員** (Mental Health Consultation Officer for the Grade Level) is connected to the **教育相談担当**.
- その他のキーパーソン** (Other Key Personnel) is connected to the **学年生徒指導担当**.
- 教育委員会** (Education Commission) and **警察 等** (Police, etc.) are connected to the **養護教諭**.

- ① ===== いじめ対策会議
② ----- 生徒指導推進委員会
③ ----- いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

※週1回のいじめに関わる話し合いは、学年会で行います。

※週1回職員打ち合わせにていじめに関わる事案の共通理解を図ります。

①いじめ対策会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、教育相談担当

※生徒指導主任や教育相談担当は学年の代表を兼ねても良い。

- ・年4回程度開催（4月、7月、12月、3月）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

②生徒指導推進委員会（毎月 of 定例会議）

○メンバー

教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、学校支援アドバイザー

- ・月に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・来月の重点事項の確認等
- ・いじめ相談・通報の窓口としての役割

③いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、関係学年主任、当該学級担任、必要に応じて要請する（養護教諭、教育委員会、心の教育相談員、学校支援アドバイザー、その他のキーパーソン等）

- ・いじめ情報があつた場合に招集（その後の状況に応じて随時）
- ・情報の迅速な共有と記録
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者や関係機関（教育委員会・警察・スクールカウンセラー等）との連携など具体的な対応策と情報の共有

④学年会（日常的な学年内の会議）

- ・毎週1回開催する。※学年会議の児童の様子を記録し、報告する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報等の交換
- ・具体的な対応策と情報の共有（職員会議や打ち合わせ等）

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、自己決定の場を与え、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりにつながります。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにつながるという認識を持ち、温かい人間関係づくりを心がけていきます。

(1) 授業について

○それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること
- ④安心安全な風土を醸成すること
- ⑤専科、交流、T T・少人数指導など多くの教師の目で児童を見て支援すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

○人権に関する標語作成を毎年行い、啓発に努めます。

(3) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を、年間11回（8月を除く）行います。

まず、アンケートを実施し、その後アンケート内容を中心に担任と個別に必要な児童が面談をします。

- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・担任だけでなく、学年で相談できる体制を整えます。
- ・「教育相談週間」や「相談員の来校日」などを学校便りに載せ、保護者への理解を図ります。
- ・児童全員と一対一で話す時間を作ります。（密室では行わないように扉を開けるなどの工夫をしています。）
- ・込み入った話は、必要に応じて（教育相談室）を使用します。
- ・担任に相談できない内容は、心の教育相談員もいることを児童に周知し、自由

に出入りできる環境を整備します。

- ・個別面談（10月）で、学校とその地域における友人関係の情報を教師と保護者が共有します。
- ・いじめに関する調査を毎月行い、教育委員会に報告をします。
その際、担任の主観なしで疑わしき事案は報告をして様子を見るようにします。
- ・いじめについて学校や家庭で相談しづらい場合のことを考え、毎年「千葉県のちの電話」カードを配付します。また、「いじめ相談ダイヤル」や「千葉県子どもと親のサポートセンター」などの外部機関についても周知します。

（４）定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間11回行います。その際にマイナス面だけでなく友達のよいところにも目を向けられるよう配慮します。
- ・結果の集計や分析は、担任が中心に行い、深刻な内容については学年職員、管理職に相談をします。さらに、いじめの緊急会議を招集します。
- ・アンケート実施時には、机を離すなど周りから見られないような配慮をします。
- ・アンケートの内容は、自分や友達がいじめられたりしていたら、「誰が」「どのように」しているかを記入させます。その後、面談をし詳しい内容を聞きます。

（５）教員の取組

○いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努め、初期対応できるように取り組みます。

- ・「いのちを大切にするキャンペーン」を必ず行います。
- ・月の生活目標を掲げ、全校で取り組みます。

11月・・・「友達を大切にしよう」

3月・・・「感謝の気持ちをもとう」

- ・休み時間は児童と触れ合う時間をもつように心掛け、児童の様子を把握するよう努めます。
- ・週一回の学年会議や随時、学年間の連絡を密にし、児童の様子を把握します。
- ・教師の子どもに対する言葉遣いについては十分注意しながら行います。
(あだ名や安易な発言は控えるように心掛けます。)
- ・部活動については、選手になることだけを目標とさせず、自己の能力を伸ばす場になるようにします。
- ・相談・通報は卑怯な行為ではないことを児童に知らせます。

（６）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたり

ます。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・高学年は適宜、特別活動として情報モラル教育を行います。内容は、スマートフォンやインターネットを利用したいじめの現状や防止についての指導を行います。（リーフレット「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」等の活用）
- ・学校便りで定期的に啓発します。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

（７）保護者への啓発活動

○年度当初学校経営説明で、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、課題の共有と情報提供、協力の依頼を行います。

- ・適宜、学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

いじめ発生 → 学年主任、生徒指導主任へ（状況によっては管理職へ）

↓

事実の確認 ・時系列で事実・指導内容・結果）を記録にとる。

・複数の職員で対応にあたる。

↓

本人と傍観者からも情報を得る。

報告 ・校長、教頭（管理職）へ

↓

全体に報告（打ち合わせや職員会議等で全体で周知）

- ・いじめや疑わしき行為については、すぐに事情を聞きます。（本人・傍観者）
- ・保護者には事実と指導した内容をすぐに報告をします。
- ・担任は一人で判断・対応せず、学年や生徒指導主任等を通して、管理職に相談してから対応にあたります。

- ・いじめられた児童やいじめを教えてくれた児童に対しては慎重に対応し、安全を確保します。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・校長先生への相談箱から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめの緊急会議を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめの緊急対策で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、管理職に相談してから今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門機関を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。
- ・いじめられた児童の保護者には、定期的に学校での様子を伝えるように努めま

す。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。その際、なるべく複数教員で指導にあたるように努めます。
- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後のより良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、教育委員会の指導のもと、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・被害児童の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門機関を活用して指導にあたります。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害児童と同席で、事実関係の共有を行います。
- ・事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○PTAと協力してクラスの児童と、我が子同様に関わる保護者同士の関係づくりを行います。

○問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別に個別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会

からの出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを本人や保護者に伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害児童、加害児童とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。
- ・登校をしぶる場合には、担任が家庭訪問し、自宅に迎えに行ったり、電話で励ましたりするようにします。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、警察や関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 年間計画

※実際の学校行事予定に合わせる。

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4 月	・入学式・着任式 ・企画会議 ・定例委員会 ・1・2 年生生活科交流活動 ・研修 ・月末いじめ報告	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめ対策会議① ・いじめに関わる共通理解（定例委員会①） ・生活科交流を通した人間関係づくり ・いじめの定義、対応策などについての研修 ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする
5 月	・定例委員会 ・部会陸上競技大会 ・月末いじめ報告 ・研修 ・郡陸上競技大会	・いじめに関わる共通理解（定例委員会②） ・大会を通して仲間意識を高める ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする ・生徒指導研修会 ・大会を通して仲間意識を高める

6 月	・ 定例委員会 ・ 教育相談週間 ・ 月末いじめ報告	・ いじめに関わる共通理解（定例委員会③） ・ 1、2年生生活科交流を通じた人間関係づくり ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 定期教育相談 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする
7 月	・ 企画会議 ・ 定例委員会 ・ いじめ対策会議② ・ 月末いじめ報告	・ いじめ対策会議②（実態に応じて実施） ・ いじめに関わる共通理解（定例委員会④） ・ 学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする
8 月		・ 職員研修会
9 月	・ 定例委員会 ・ 月末いじめ報告	・ いじめに関わる共通理解（定例委員会⑤） ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする
10 月	・ 個人面談 ・ 運動会 ・ 定例委員会 ・ 月末いじめ報告	・ 学校や家庭での子どもの情報をお互いに把握する ・ 練習や本番を通して仲間意識を高める ・ いじめに関わる共通理解（定例委員会⑥） ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする
11 月	・ 部会音楽発表会 ・ 定例委員会 ・ 教育相談週間 ・ 印旛郡市音楽発表会 ・ 月末いじめ報告	・ 大会を通して仲間意識を高める ・ いじめに関わる共通理解（定例委員会⑦） ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 定期教育相談 ・ 大会を通して仲間意識を高める ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする
12 月	・ 定例委員会	・ いじめに関わる共通理解（定例委員会⑧）

	・いじめ対策会議③ (必要に応じて) ・月末いじめ報告	・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする
1月	・定例委員会 ・月末いじめ報告	・いじめに関わる共通理解（定例委員会⑨） ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする
2月	・定例委員会 ・月末いじめ報告 ・6年生を送る会	・いじめに関わる共通理解（定例委員会⑩） ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする ・6年間で振り返り、成長を確かめる
3月	・学級懇談会 ・定例委員会 ・いじめ対策会議④ ・卒業式、修了式 ・学級編制 ・月末いじめ報告	・一年間の子ども様子についてお互いに情報を交換する ・いじめ問題取り組みについての評価 〃 ・儀式的な行事を通し、所属感を高める ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成 ・定期的なアンケートの実施 ・月のいじめ報告を教育委員会にする

8. その他

- ・年度末にいじめ問題への取組についての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。